

議決権行使に係る基本方針

1. 議決権行使に関する基本的な考え方

当社は、議決権行使を重要なスチュワードシップ活動の一つとして位置付け、議決権行使を通じて投資先の企業価値向上および持続的な成長を促進することにより、お客様の中長期的な投資リターンの向上を図ることを目的として、議決権行使の指図を行います。なお、当社の系列もしくは取引関係等を理由に議決権行使の判断を歪めることはいたしません。

2. 議決権行使に係る体制・意思決定プロセス

当社は、議決権行使の具体的な判断基準や意思決定について「議決権行使基準」を定め、原則として、当該基準に基づきコーポレートガバナンス上問題があるものではないかなどを確認のうえ、個別議案の賛否を判断します。ただし、「議決権行使基準」に基づく明確な判断が出来ない議案のほか、お客様が不利益を被る可能性のある場合など、問題があると考えられる場合は、審議機関において審議のうえ決定します。

3. 個別議案に対する議決権行使の考え方

(1) 取締役の選任

原則として賛成します。ただし、以下の項目のいずれかに該当する場合は、当該期間に在籍していた取締役の再任に反対します。不祥事等の場合、責任の重さで個別に判断します。

(a) 直近3期連続で営業赤字に陥っている場合

(b) 重大なコンプライアンス違反が発生し、社会的な影響が大きい場合や当該企業の利益に重大な影響を及ぼしている場合

また、以下の項目のいずれかに該当する場合は、取締役の選任に反対します。

(a) 社外取締役が1名以下の場合

(b) 社外取締役候補者の独立性が不十分である場合

(c) 恣意性排除に懸念のある買収防衛策を導入・継続している場合

(2) 監査役等の選任

原則として賛成します。ただし、以下の項目に該当する場合は、当該期間に在籍していた監査役等の再任に反対します。不祥事の場合は、責任の重さにより個別に判断します。

(a) 重大なコンプライアンス違反が発生し、社会的な影響が大きい場合や当該企業の利益に重大な影響を及ぼしている場合

また、以下の項目に該当する場合は、監査役等の選任に反対します。

(a) 監査役等が減少している場合

(b) 社外監査役候補者の独立性が不十分である場合

(3) 役員報酬の支給・改訂

原則として賛成します。ただし、以下の項目のいずれかに該当する場合は、役員報酬の支給・改訂に反対します。

(a) 直近3期連続で営業赤字に陥っているにもかかわらず、支給や増額改訂が行われている場合

(b) 報酬の増加が不適切と判断する場合

(4) 退職慰労金・弔慰金贈呈

原則として賛成します。ただし、以下の項目等のいずれかに該当し、企業価値の向上に資すると判断される職責を果たしてきたことの明確な理由を確認することが出来ない場合は、退職慰労金・弔慰金贈呈に反対します。

(a) 直近3期連続で営業赤字に陥っている場合

(b) 贈呈対象者に社外取締役や社外監査役が含まれている場合

(5) 剰余金処分

原則として賛成します。ただし、直近3期連続で営業赤字に陥っているにもかかわらず、増配や配当の維持を実施する場合は、剰余金処分案に反対します。

(6) 買収防衛策

企業側と買収側が議論を交わすために必要な時間や情報を確保し、株主が適切に判断できる状況を整備することを目的に、買収防衛策が適切に運用されているかとの観点から、以下の項目のいずれかに該当し、合理的な理由が認められない場合は、買収防衛策に反対します。

(a) 直近3期連続で営業赤字に陥っている場合

(b) 取締役会に占める独立性のある社外取締役の割合が3分の1未満である場合

(c) 独立性のある社外役員が過半数を占める特別委員会等の勧告もしくは株式総会決議なく、買収防衛策の発動が可能である場合

(7) その他

投資、事業戦略の決定、会計監査人の選任、資本政策、定款の変更、組織再編等について、原則として賛成します。ただし、財務の健全性を著しく損ない、企業価値を毀損する恐れがある場合は、個別に判断します。

(8) 株主提案議案

中長期的な株主価値の向上に繋がるものであるかを個別に検討のうえ、賛否を決定します。